

国指針との対比表

【精神】

1 目指すべき方向

国指針に示されている目指すべき方向

前記「第1 精神疾患の現状」を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム及び、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める。

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築

② 本人の意思の尊重と、ICFの基本的考え方※を踏まえながら、多職種協働による支援体制の構築

※ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえる。「生活機能」は、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される。それぞれの要素を評価し、それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

① 多様な精神疾患等ごとに患者に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築

② 多様な精神疾患等ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進するための体制の構築

国指針との対比表

【精神】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
<p>前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、精神疾患の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(6)に示す。 都道府県は、多様な精神疾患ごとに各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。</p>		
(1) 地域精神科医療提供機能		
① 目標		
・患者本位の精神科医療を提供すること		
・ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること		
・地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと		
② 医療機関に求められる事項(例)		
・患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること	-	関係団体とも協議をした上で、今後検討
・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること	-	
・医療機関(救急医療、周産期医療を含む。)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること	-	

国指針との対比表

【精神】

(2) 地域連携拠点機能

① 目標

- ・患者本位の精神科医療を提供すること
- ・ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
- ・地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと
- ・医療連携の地域拠点の役割を果たすこと
- ・情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと
- ・人材育成の地域拠点の役割を果たすこと
- ・地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと

② 医療機関に求められる事項(例)

・患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること	-	関係団体とも協議をした上で、今後検討
・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること	-	
・医療機関(救急医療、周産期医療を含む。)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること	-	
・地域連携会議の運営支援を行うこと	-	
・積極的な情報発信を行うこと	-	
・多職種による研修を企画・実施すること	-	
・地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと	-	

国指針との対比表

【精神】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
(3) 都道府県連携拠点機能		
① 目標		
・患者本位の精神科医療を提供すること		
・ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること		
・地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと		
・医療連携の都道府県拠点の役割を果たすこと		
・情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと		
・人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと		
・地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと		
② 医療機関に求められる事項(例)		
・患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること	-	関係団体とも協議をした上で、今後検討
・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること	-	
・医療機関(救急医療、周産期医療を含む。)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること	-	
・地域連携会議の運営すること	-	
・積極的な情報発信を行うこと	-	
・専門職に対する研修プログラムを提供すること	-	
・地域連携拠点機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと	-	

国指針との対比表

【在宅医療】

1 目指すべき方向

国指針に示されている目指すべき方向

前記「第1 在宅医療の現状」を踏まえ、個々の役割や医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制を構築する。

(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制

① 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

(2) 日常の療養支援が可能な体制

① 多職種協働により患者やその家族の生活を支える観点からの医療の提供

② 緩和ケアの提供

③ 家族への支援

(3) 急変時の対応が可能な体制

① 患者の病状急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保

(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制

① 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

また、上記(1)から(4)の体制を構築するにあたり、地域における多職種連携を図りながら、24 時間体制で在宅医療が提供されることが重要である。
こうした観点から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けていくことが望まれる。

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容(目標、関係機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。		
(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】		
① 目標		
・ 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること		
② 入院医療機関に求められる事項		
・ 退院支援担当者を配置すること	○	在宅療養移行体制強化事業による医療機関への支援・退院支援研修等を実施
・ 退院支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受けること	○	
・ 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること	○	
・ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護、障害福祉サービスの調整を十分図ること	○	
・ 退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること	○	
(医療機関の例)		
・ 病院・有床診療所		
※ 介護老人保健施設においても、在宅への移行に向けた取組みが行われている。		

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容(目標、関係機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。		
(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】		
③ 在宅医療に係る機関に求められる事項		
・ 患者のニーズに応じて、医療や介護、障害福祉サービスを包括的に提供できるよう調整すること	○	在宅療養移行体制強化事業による医療機関への支援・退院支援研修等の実施や、在宅療養環境整備支援事業・区市町村在宅療養推進事業等を実施
・ 在宅医療や介護、障害福祉サービスの担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること	○	
・ 高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること	○	
・ 病院・有床診療所・介護老人保健施設の退院(退所)支援担当者に対し、地域の在宅医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと	○	
(関係機関の例)		
・ 病院・診療所・訪問看護事業所・薬局・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・相談支援事業所		
※ 病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。		

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
(2) 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】		
① 目標		
<ul style="list-style-type: none"> 患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む。)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること 		
② 在宅医療に係る機関に求められる事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相互の連携により、患者のニーズに対応した医療や介護、障害福祉サービスが包括的に提供される体制を確保する 	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者は、地域包括支援センターが地域ケア会議において患者に関する検討をする際には積極的に参加すること 	○	
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、障害福祉サービス、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること 	○	
<ul style="list-style-type: none"> がん患者(緩和ケア体制の整備)、認知症患者(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)、小児患者(小児の入院機能を有する医療機関との連携)等、それぞれの患者の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること <p>※ がん患者、認知症患者及び小児患者の在宅医療については、それぞれがんの医療体制構築に係る指針、精神疾患の医療体制構築に係る指針及び小児医療の体制構築に係る指針を参照。</p>	○	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定すること 	○	
<ul style="list-style-type: none"> 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること 	○	医薬品・情報管理センター機能の整備
<ul style="list-style-type: none"> 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築すること 	○	各種リハビリテーション事業の実施
(関係機関の例)		
<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 介護老人保健施設 ・ 短期入所サービス提供施設 ・ 基幹相支援センター・相談支援事業所 		

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
(3) 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】		
① 目標		
<ul style="list-style-type: none"> 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること 		
② 在宅医療に係る機関に求められる事項		
<ul style="list-style-type: none"> 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること 	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業、在宅医等相互支援体制構築事業等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24時間対応が可能な体制を確保すること 	○	
<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者へ相談する等連携を図ること 	○	
(関係機関の例)		
<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所・訪問看護事業所・薬局 		
③ 入院医療機関に求められる事項		
<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援病院、有床診療所、在宅療養後方支援病院等において、連携している医療機関(特に無床診療所)が担当する患者の病状が急変した際に、必要に応じて受け入れを行うこと 	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業、在宅医等相互支援体制構築事業等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 重症等に対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること 	○	
(医療機関の例)		
<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所 		

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】		
① 目標		
・ 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること		
② 在宅医療に係る機関に求められる事項		
・ 人生の最終段階に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること	○	暮らしの場における看取り支援事業による講演会・研修等を実施
・ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護、障害福祉サービスや看取りに関する適切な情報提供を行うこと	○	
・ 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること	○	
(関係機関の例)		
・ 病院・診療所 ・ 訪問看護事業所 ・ 薬局 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所		
③ 入院医療機関に求められる事項		
・ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること	○	暮らしの場における看取り支援事業による講演会・研修等を実施
(医療機関の例)		
・ 病院・診療所		

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携		都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)															
<p>国指針に示されている目指すべき方向</p>																		
<p>(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関</p> <p>前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。</p> <p>基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。</p>																		
<p>① 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと ・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと ・ 患者の家族への支援を行うこと ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと 																		
<p>② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・ 医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと</td> <td>○</td> <td>在宅医等相互支援体制構築事業</td> </tr> <tr> <td>・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること</td> <td>○</td> <td>在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業による区市町村支援、多職種ネットワーク構築事業などを実施</td> </tr> <tr> <td>・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行う</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること</td> <td>○</td> <td>在宅療養研修事業</td> </tr> <tr> <td>・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと</td> <td>○</td> <td>在宅療養環境整備支援事業</td> </tr> </tbody> </table>				・ 医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと	○	在宅医等相互支援体制構築事業	・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業による区市町村支援、多職種ネットワーク構築事業などを実施	・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行う	○		・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること	○	在宅療養研修事業	・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	○	在宅療養環境整備支援事業
・ 医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと	○	在宅医等相互支援体制構築事業																
・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業による区市町村支援、多職種ネットワーク構築事業などを実施																
・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行う	○																	
・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること	○	在宅療養研修事業																
・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	○	在宅療養環境整備支援事業																

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
<p>(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。 基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。</p>		
<p>② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること 	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業等を実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと 	○	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護、障害福祉サービスに関する情報提供を行うこと 	○	

国指針との対比表

【在宅医療】

2 各医療機能と連携

国指針に示されている目指すべき方向	都取組 状況	事業名・取組等 (都取組状況に○をつけた場合)
<p>(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点</p> <p>前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けることが望ましい。</p> <p>在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組や、障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。</p> <p>なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。</p>		
① 目標		
<ul style="list-style-type: none"> 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること 		
② 在宅医療に必要な連携を担う拠点到に求められる事項		
<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療及び介護、障害福祉関係者による会議を定期的開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること 	○	在宅療養環境整備支援事業、区市町村在宅療養推進事業等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供すよう、関係機関との調整を行うこと 	○	
<ul style="list-style-type: none"> 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24 時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること 	○	在宅医等相互支援事業、ICTを活用した多職種ネットワーク構築事業等を実施
<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること 	○	在宅療養普及事業(東京都在宅療養推進会議、シンポジウムの開催等)等を実施